

個 別 の 人 権 課 題		刑を終えて出所した人・犯罪被害者等		
校 種	高等学校	本時に関わる 3つの側面	知 識 的 側 面	◎
対 象 学 年 等	第2学年		価 値 的 ・ 態 度 的 側 面	○
教 科 等	現代社会		技 能 的 側 面	○
单 元 名	裁判所と人権保障			

1 単元の目標及び計画

(1) 単元の目標

法や規範の意義や役割及び司法の仕組みを理解するとともに、自分と司法との関わりについて関心をもち、これから司法制度の在り方について考察し表現することができる。

(2) 単元の計画

1次・・・司法の役割と意義

2次・・・裁判の仕組み、司法制度改革（本時を含む）

2 学習指導要領等の該当箇所

高等学校学習指導要領・第2章・第3節公民・第2款・第1現代社会

2 内容

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解するとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。

ウ 個人の尊重と法の支配

個人の尊重を基礎として、国民の権利の保障、法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方について日本国憲法と関連させながら理解を深めるとともに、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等などについて考察させ、他者と共に生きる倫理について自覚を深めさせる。

3 本時の目標

公正な刑事裁判が保障されることの意義を理解するとともに、刑事司法に関する諸課題について考察することができる。

4 人権教育との関わり

この単元では、法や規範の意義及び役割について学習する中で、個別の人権課題である「刑を終えて出所した人」と「犯罪被害者等」に関する内容を取り扱います。刑を終えて出所した人の更生に向けた取組について理解を深めることや、犯罪被害者やその家族が犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、様々な二次的被害に苦しめられていることについて理解を深めることを通して、刑を終えて出所した人が社会復帰を果たしたり、犯罪被害者の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい待遇が保障されたりするためには、様々な支援等が必要となることに気付かせることを大切にしています。

5 本時で育てたい3つの側面

知 識 的 側 面	人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 憲法や関連する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
価 値 的 ・ 態 度 的 側 面	社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度
技 能 的 側 面	他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性

6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>【課題】公正な刑事裁判を保障することの意義を理解し、関連する課題について考えてまとめよう。</p> <p>■学習活動</p> <p>【公正・中立な刑事裁判のために必要なことを確認しよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法31～40条等の条文を確認し、裁判を受ける権利、裁判の公開について説明する。 ・審理の慎重を期し、同じ事案で3回まで裁判を受けることができる三審制について説明する。 ・刑事訴訟において被告人の権利を保障するためは、公正・中立な裁判が必要であり、「疑わしきは被告人の利益に」が刑事裁判の原則となっていることを説明する。 <p>■学習活動</p> <p>【何のために刑罰が科されるのかを考えてみよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会の安全の確保（更生させ再犯を防止する、他の人々へ警告する）のため」という意味と、「正義に反した行為に対する報い」の意味の二つの考え方を導けるようにする。 <p>■学習活動</p> <p>【刑を終えて出所した人に対する差別や偏見について考えてみよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪白書より出所受刑者数（平成29年では21,998人）を確認する。 ・刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲があつても、国民の意識に根強い偏見等があり、社会復帰を目指すことが困難な状況にあることを説明する。 ・再犯防止推進法に基づき再犯防止推進計画が進められるなど、再犯防止に向けた取組が行われていることを説明する。 <p>■学習活動（グループ）</p> <p>【犯罪被害者の権利について考えてみよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法が模範とした近代国家における法制度は、被告人の権利の保障を中心に整備されており、犯罪の被害者の救済を目的としたものではなかった。 ・自分が犯罪被害者となった場合や自分の家族が犯罪被害者になった場合、直接的な被害以外に起こりうる問題を考えて意見交換する。 ・犯罪被害者やその遺族に対して、国が給付金を支給する制度（1980年導入）や、犯罪被害者等基本法（2004年制定）に基づき、被害者やその家族が刑事裁判に参加できる犯罪被害者参加制度が導入されたことについて説明する。 ・犯罪の被害に遭ったときに相談できる機関として、犯罪被害者等支援総合窓口があることを説明する。 <p>【まとめ】日本国憲法に基づく公正な刑事裁判が保障されているが、関連する諸課題もあり、国民の権利の保障について、引き続き施策を進める必要がある。</p>	<p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法や関連する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法では基本的人権として刑事被告人の権利を保障しており、それに基づいて刑事裁判の制度が運用されていることに気付かせる。 <p>【価値的・態度的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑を終えて出所した人が社会で排除されないよう社会環境や制度を整えていくことが、罪を犯した人の更生と再犯の防止にもつながることに気付かせる。 <p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の報道によるプライバシーの侵害や誹謗中傷があるなどの副次的な被害が生じていることについても触れ、様々な視点で被害を捉える必要があることに気付かせる。 <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の発展、人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧米諸国を中心として、犯罪被害者の問題に対する関心が高まり、日本でも権利保護のための施策が導入されていったことを確認する。 	<p>○資料「平成30年版犯罪白書（法務省）」</p> <p>○資料「犯罪被害者ハンドブック（広島県）」</p>